

視_{Point of View}点

日本公認会計士協会副会長
やなぎさわ ぎいち
柳澤 義一



「協会の強いリードなくして 制度の改革なし」 ～役員活動20年を振り返って～

1. はじめに

私が日本公認会計士協会(以下「協会」といいます。)の理事に就任したのは2001年、奥山章雄先生が会長のときからです。それから、早いものでこの7月で21年になろうとしています。その間、理事を1期、常務理事を3期、副会長を3期務め(そのうち1期は、東京会会長と兼務)させていただきました。

この20年間役員を務めてきて思うことを、今担当している分野を中心に私見を交えて少しだけまとめてみました。

この20年ほどを振り返りますと、会館の本郷から九段への移転、公認会計士法の改正による公認会計士・監査審査会の設置、公認会計士試験制度の改正、品質管理基準、内部統制監査、IFRS、CPE制度、品質管理レビュー制度、上場会社監査事務所登録制度、公認会計士・監査審査会、財務会計基準機構等、多くの制度が始まっています。また、2014年の税理士法の改正問題もあり、大きな話題を呼びました。協会施策では、中小監査事務所、税務業務、組織内会計士、社外役員、女性活躍といった切り口で種々のネットワークの整備が進んだことも特筆すべきことではないかと思えます。そして今年、公認会計士法の改正がなされました。

思いつくままにあげてもきりがありませんが、いかに多くの変革がなされてきたかということがわかります。これらの変革に身近に立ち会えたことは1人の公認会計士としてとても幸せであったと思います。特に今年の公認会計士法改正においては、金融審議会公認会計士制度部会専門委員としてもかかわることができたことに、たまたまの巡りあわせかもしれませんが、この20年間の1つの集大成であったのではないかと深く感謝しているところであります。

そして、制度の変革に立ち向かうには、常に協会の強いリードが必要だということをあらためて痛感しています。

2. 中小監査事務所施策について

「中小監査事務所の良さを生かす」

私の20年間の役員としての活動のコアはなんといっても中小監査事務所支援でした。今回の公認会計士法改正の1つのハイライトは中小監査事務所の基盤強化でしたが、上場会社が4,000社にならんとする日本の証券取引所において、大手・準大手以外で上場会社監査を行う、いわゆる中小監査事務所はおおよそ120ほどありますが、監査する上場会社数は700社ほどにもなり、資本市場を大きな山に例えるならば、山のすそ野を受け持つのが中小監査事務所ということになり、大手・準大手とのすみ分けもはっきりしてきたと思います。

これからの協会の施策としては、品質管理や監査の実務指針の策定において、大手から中小まで一律に横並びにしようということではなく、中小監査事務所の特徴を生かした指針作りと、実践的で有用な支援を行っていくことが不可欠ではないかと感じています。これらの支援については、品質管理基準、金融審議会公認会計士制度部会の報告の中でも明記されたところ です。

3. 中小企業施策について

「会計情報の正しさとガバナンス、保証制度を考える」

中小企業会計については、中小企業会計指針の策定(2005年策定)のメンバーに入ったところからのかかわりですから、これも20年近くになりますが、一貫して、中小企業こそ会計情報の正しさとガバナンスが必要であると考えます。会計情報とガバナンスは、経営者を支えるためにあると信じます。公認会計士のような専門家が会社の正しい姿を会計を通じて示し、経営者に伝える、さらには、その情報の正しさを保証する制度が必

要です。LCE(小規模事業体)の監査の基準が日本にも導入される予定です。協会としては、中小企業に対する保証業務について、監査の枠にとらわれて杓子定規な議論をするのではなく、わが国の中小企業にとって役に立つ有益な保証制度は何かについて真剣に取り組む必要があると感じています。

4. 租税施策、税務業務について「税務人材の育成」

2014年の税理士法改正の際の協会と税理士会の改正をめぐる活発な動きについては記憶に新しい人もいないのでしょうか。あのときの活動を経て、現在は両会の理解も深まり、租税施策では連携も行っている状況です。税務業務も、会計基準の高度化に呼応するように複雑高度化し、従来とは様相を変えています。公認会計士だからといって簡単に税務業務ができるという時代ではなくなっています。適切な税務業務ができるように公認会計士の資質を高めていくことが必要だと思います。協会は、税務業務を行う会員のネットワークを強化し税務に高い知見を持つ人材の育成を行っていく必要があると感じています。また、税理士会との一層の連携の中から、両会で合同してオールジャパンで取り組むような施策を増やしていくことも必要であると考えます。

5. 会計教育について

「会計リテラシーの重要性を強く国民にうたえていく」

今回の公認会計士法の改正の中で大きな意味を持つのが、「会計教育」を協会の事業として法律の中で定めたということです。これは、国民1人ひとりに一定の会計リテラシーを持ってもらうようにする事業を協会が行うことを法律で定めたということです。協会の行っている「ハロー!会計」は、小・中学生を対象に公認会計士が会計の授業をし、会計を通じて正しい情報を相手に伝えるアカウンタビリティというものを知ってもらおうというものでしたが、驚くほどに小・中学生はよく理解してくれます。今般、学習指導要領に会計情報の提供や活用といった文言が入ったこともあり、今回の公認会計士法改正も併せて、協会の責務はとてつもなく大きいものであると思います。

私は、国民の持つ会計リテラシーが高まると、お金の困窮したために起きるような犯罪、会計の知識がないために詐欺にあう事件、もっと早めに手当てできたはずの会社の倒産等、犯罪や経済事件は減り、より安心安全な社会になっていくものであると思っています。協会として、大きな帆をあげて、会計リテラシーの重要性を強く国民にうたえていくべきかと思っています。

6. 公認会計士登録で直ちに監査責任者となれる現行制度の再考

修了考査に合格し、公認会計士登録がなされると、基本的には監査責任者にもなれ、監査法人のパートナーにもなれます。また、税理士登録をして税務業務を行うこともできます。いずれも社会的にとっても意義のあることですが、同時にとても重い責任を持つ立場になります。ところが現実には、社会経験のない

学生合格者が40%にもなり、合格者の大半は大手監査法人に勤務し、実務補習は仕事をしながら通い、税務の実務を経験する機会もなく、監査現場ではパソコンにとらめっこしながら大量のチェック作業に追われ、高度な判断を伴うような業務や経営者との面談に出るような経験もほとんどなく、受験予備校の講座を受け修了考査に臨んでいます。そんな現状で、公認会計士となり、大きな社会的な責任を負う立場になってよいのかという疑問が純粹に浮かんできます。協会としては、この問題には真剣に取り組むべきであり、1つの考え方としては、修了考査を終えて、公認会計士登録をしたとしても、直ちに監査責任者としてサインする、税理士として登録できるということにはせずに、一定の経験や研修を義務付けるという仕組み作りも必要ではないかと思う次第です。

7. 監査業務に携わる人材の確保

「監査が職業として魅力あるものにしていく努力」

もう1つの大きな問題は監査業務にとどまる人材の不足ということです。明らかに監査業務は増え続けています。最近の動向をみても、KAM、監基報告720の「その他情報」、そしてサステナビリティ情報をはじめとした非財務情報といったことで、監査現場の手続は増える一方です。上場会社数の増加に加え、社会福祉法人、医療法人といった監査対象分野の広がり、そのような状況の中で監査に携わる人材が不足しています。その解決方法はただ1つ、監査を魅力のある職業にしていくことです。ぜひ、その視点を中心に据え施策を考えるべきかと思えます。

8. その他 D&I、pathwayの多様化、そして地域会の大切さ

公認会計士のpathwayの多様化の中での倫理、職業的使命感の重要であることや地域会(県会、地区会)とのかわりの大切さなどについても述べたいところですが誌面の都合で別の機会に譲ります。

9. 最後に 協会の強いリードなくして制度の改革なし

私が会計士補会の代表のときの協会の会長であった川北博先生には、協会活動を通じて会計士補時代から長年にわたりご指導を賜りました。先生の晩年、そのとき私は協会の役員でしたが、夕方に突然呼び出されて、「飲もう!」と言われて夜遅くまで2人で杯を酌み交わすという荣誉に浴する場面がありました。このとき、私から公認会計士制度に関する不満(愚痴)を申し上げたところ、先生から「不満があるなら制度を直せ」と言われ、私は、「制度は法律や規則に縛られてなかなか直りません」と述べると、先生から「何を言っているんだ、それを直せなくてどうするんだ、制度は与えられるものでなく自分たちで作るものだ」と叱咤されたことを記憶しています。それが協会活動の原点ではないかと思う次第です。協会の強いリードなくして制度の改革なし。